

香美町スポーツ賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツの競技力の向上及び振興を図るため、競技会等において優秀な成績を収めた者の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 香美町スポーツ栄誉賞
- (2) 香美町スポーツ優秀賞

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。
ただし、中学校以下の生徒、児童等を除く。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に住所を有する事業所に勤務し、又は学校等に在学する者
- (3) 町内を活動拠点とする団体に所属する者
- (4) 前3号に規定するもののほか、町にゆかりのある者であり、町民のスポーツの振興に貢献し、その功績が特に顕著であるもの

(表彰の基準)

第4条 表彰の対象となる者は、別表第1に定める大会区分において、当該大会等に応じた成績を収めたものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 表彰を受けようとする者は、成績又は記録を証明するものを添付のうえ、香美町スポーツ賞表彰申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(審査及び決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けたときはこれを審査し、香美町スポーツ表彰審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、表彰する者を決定する。

2 審査会は、被表彰候補者について被表彰者として適当であるか否かを審査するものとする。

3 審査会は、次の各号に掲げる職にあるものをもって構成する。

(1) 副町長

(2) 教育長

(3) 生涯学習課長

4 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する

(表彰の時期)

第6条 表彰は、当該年度末を基準日とし、翌年度に行う。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、適宜行うことができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(授賞の取消し)

第8条 町長は、被表彰者が、本人の責めに帰すべき行為により、著しく授賞の名誉を失墜したと認めるときは、表彰を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月13日から施行する。

別表第1（第4条関係）

表彰の種類	大会区分	主催者	大会規模	出場方法	大会の成績
スポーツ栄 誉賞	オリンピック・パラリン ピック競技大会	国際オリンピック委員会又は 国際パラリンピック委員会		日本代表とし て選抜	出場
	国際大会（親善大会を除 く）	国際的な競技団体	出場者の半数以 上を海外の出場 者が占めるもの	日本代表とし て選抜	入賞
スポーツ優 秀賞	全国大会	日本スポーツ協会、日本障が い者スポーツ協会、都道府県 のスポーツ協会、都道府県の 障害者スポーツ協会又は行政 機関等	半数以上の都道 府県の参加があ るもの	近畿又は兵庫 県の代表とし て選抜	入賞
	近畿大会	府県のスポーツ協会、府県の 障害者スポーツ協会又は行政 機関等	3分の2以上の 近畿内府県の参 加があるもの	兵庫県の代表 として選抜	第3位以内 に入賞
	兵庫県大会	兵庫県スポーツ協会、兵庫県 障害者スポーツ協会又は行政 機関等	半数以上の兵庫 県内市町の参加 があるもの		優勝

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

香美町長 様

香 美 町 ス ポ ー ツ 賞 表 彰 申 請 書

住 所 : _____

氏 名 : _____

電話番号 : _____

項 目	内 容
大会名	
開催日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
開催場所	
スポーツの種目	
参加クラス	
成 績	
特記事項	